# 平成26年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

# 平成26年6月26日(木曜日)

# 議事日程第5号

# 平成26年6月26日(木曜日) 〈午前10時00分 開議〉

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	表彰状の伝達
日程第3	所管事項調査について
日程第4	新幹線・交通網対策について
日程第5	議案第75号、同第76号、同第85号、請願第2号、同第3号及び発議第4号
日程第6	議案第77号から同第79号まで
日程第7	議案第80号、同第81号、同第83号、同第84号、請願第4号及び発議第3号
日程第8	議案第82号
日程第9	発議第2号
日程第10	糸魚川市農業委員会委員の推薦について
日程第11	閉会中の継続審査及び調査について

# 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	表彰状の伝達
日程第3	所管事項調査について
日程第4	新幹線・交通網対策について
日程第5	議案第75号、同第76号、同第85号、請願第2号、同第3号及び発議第4号
日程第6	議案第77号から同第79号まで
日程第7	議案第80号、同第81号、同第83号、同第84号、請願第4号及び発議第3号
日程第8	議案第82号
日程第9	発議第2号
日程第10	糸魚川市農業委員会委員の推薦について
日程第11	閉会中の継続審査及び調査について

# 〈応招議員〉 19名

# 〈出席議員〉 19名

義 夫 君

夫

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

+

正 史

良 之

美也子

年 明

秀樹

正 光

寿

忠

敏 君

繁雄

秀

郁 夫

1番	笠	原	幸	江	君	2番	斉	木		勇	君
3番	渡	辺	重	雄	君	4番	吉	JII	慶	_	君
5番	樋	口	英	_	君	6番	保	坂		悟	君
7番	田	中	<u> </u>	_	君	8番	古	Ш		昇	君
9番	伊	藤	文	博	君	10番	中	村		実	君
11番	大	滝		豊	君	12番	髙	澤		公	君
13番	田	原		実	君	15番	吉	畄	静	夫	君
16番	新	保	峰	孝	君	17番	倉	又		稔	君
18番	松	尾	徹	郎	君	19番	五	十 嵐	健 -	一郎	君
20番	古	畑	浩	_	君						

#### 〈欠席議員〉 0名

# 〈説明のため出席した者の職氏名〉

	市			長	米	田		徹	君	副	Ī	Ħ	長	織	田
	総	務	部	長	金	子	裕	彦	君	市	民	部	長	吉	岡
+	産	業	部	長	加	藤	政	栄	君	総	務	課	長	田	原
'	企「	画 財	政 課	長	斉	藤	隆	_	君	能	生 事	務所	長	原	
	青湘	每事系	务所 次	: 長	大	瀬	信	明	君	市	民	課	長	岩	﨑
	環力	竟 生	活 課	長	渡	辺		勇	君	福	祉 事	務所	長	加	藤
	健儿	隶 増	進 課	長	Щ	本	将	世	君	交	流 観	光 課	長	藤	田
	商工	農林	水産調	長	斉	藤		孝	君	建	設	課	長	串	橋
	都ī	市 整	備課	長	金	子	晴	彦	君	ガ	ス水	道局	長	小	林
	消	ß	方	長	大	滝	正	史	君	教	7	育	長	竹	田
	教 教育	育 委員会こ	<i>次</i> ども課長	<del>長</del> 兼務	伊	奈		晃	君	教育	「委員会こ	ども教育	課長	渡	辺
	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務					竹之内			君	歴5	育委員会 史民俗資 皆ケ原考	佐々	木		
	監査	歪委員	事務局	長	池	田	正	吾	君						

〈事務局出席職員〉

局 長 小 林 武 夫 君 次 長 猪又 功 君 主 査 室 橋 淳 次 君

#### 〈午前10時00分 開議〉

#### ○議長(樋口英一君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

#### ○議長(樋口英一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、斉木 勇議員、20番、古畑浩一議員を指名いたします。

日程第2.表彰状の伝達

#### ○議長(樋口英一君)

日程第2、表彰状の伝達を行います。

議員10年以上勤続として伊藤文博議員、中村 実議員、大滝 豊議員、田原 実議員が、全国 市議会議長会及び北信越市議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念 品の伝達を行います。

なお、同じく議員10年以上勤続の該当となる保坂 悟議員は、表彰を辞退されております。

○議会事務局長(小林武夫君)

それでは、お名前を申し上げますので、ご登壇をお願いいたします。

9番、伊藤文博議員。

[9番 伊藤文博君登壇]

[表彰状の伝達]

## ○議長(樋口英一君)

表彰状 糸魚川市 伊藤文博殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、 第90回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成26年5月28日 全国市議会議長会会長 佐藤祐文、代読。

〔拍 手〕

# ○議長(樋口英一君)

表彰状 糸魚川市 伊藤文博殿。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものが

あります。

よって、第89回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成26年4月24日 北信越市議会議長会会長 福井市議会議長 吉田琴一、代読。

〔拍 手〕

○議会事務局長(小林武夫君)

次に、10番、中村 実議員、ご登壇お願いします。

[10番 中村 実君登壇]

[表彰状の伝達]

○議長(樋口英一君)

表彰状 糸魚川市 中村 実殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、 第90回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成26年5月28日 全国市議会議長会会長 佐藤祐文、代読。

〔拍 手〕

○議長(樋口英一君)

表彰状 糸魚川市 中村 実殿。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第89回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成26年4月24日 北信越市議会議長会会長 福井市議会議長 吉田琴一、代読。

〔拍 手〕

○議会事務局長(小林武夫君)

次に、11番、大滝 豊議員、ご登壇お願いします。

[11番 大滝 豊君登壇]

[表彰状の伝達]

○議長(樋口英一君)

表彰状 糸魚川市 大滝 豊殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、 第90回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成26年5月28日 全国市議会議長会会長 佐藤祐文、代読。

〔拍 手〕

○議長(樋口英一君)

表彰状 糸魚川市 大滝 豊殿。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第89回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成26年4月24日 北信越市議会議長会会長 福井市議会議長 吉田琴一、代読。

〔拍 手〕

○議会事務局長(小林武夫君)

次に、13番、田原 実議員、ご登壇お願いします。

[13番 田原 実君登壇]

[表彰状の伝達]

○議長(樋口英一君)

表彰状 糸魚川市 田原 実殿。

貴方は市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、 第90回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成26年5月28日 全国市議会議長会会長 佐藤祐文、代読。

〔拍 手〕

○議長(樋口英一君)

表彰状 糸魚川市 田原 実殿。

貴方は市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものが あります。

よって、第89回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成26年4月24日 北信越市議会議長会会長 福井市議会議長 吉田琴一、代読。

〔拍 手〕

○議長(樋口英一君)

以上で、表彰状の伝達を終わります。

ここで米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

おはようございます。

発言の機会を与えていただきましたので、中学校給食会計の不正経理について、ご報告申し上げます。

糸魚川中学校及び糸魚川東中学校の学校給食会計において、不正経理が発覚いたしました。概要 及び経過につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

職員の綱紀の保持については、これまでも繰り返し注意を喚起してきたところでありますが、議会並びに市民の皆様の信頼を裏切り、深くおわびを申し上げます。

今後、子供たちの心のケアを第一に考え、再発防止と信頼回復に向けて学校と教育委員会が一体 となって取り組むよう指導してきたところであります。

まことに申しわけございませんでした。

○議長(樋口英一君)

次の日程に入る前に、本日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について 委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番(倉又 稔君)

おはようございます。

本日9時半より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について、ご報告を いたします。

まず、委員長報告についてであります。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業、市民厚生の各常任委員長から、休会中に所管 事項調査を行っており、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出があります。

また、新幹線・交通網対策特別委員長からは、中間報告を行いたい旨の申し出がありますことから、これらを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第2号、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書、発議第3号、手話言語法制定を求める意見書、発議第4号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の3点が、それぞれ所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

なお、このたびのたび重なる職員の不祥事に対して遺憾であること。また、全容が明らかになった時点で、議会としての対応を協議することで、意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第3. 所管事項調査について

○議長(樋口英一君)

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

- 318 -

本件については休会中、総務文教、建設産業及び市民厚生の各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

松尾委員長。 〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番(松尾徹郎君)

おはようございます。

所管事項調査報告を行います。

総務文教常任委員会では、休会中の6月23日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容 と経過についてご報告いたします。

調査内容は、権現荘リニューアル事業について、いじめへの対応について、いじめ防止基本方針の策定について、及び市民会館のリニューアルについての4点であります。

初めに、権現荘リニューアルについてご報告いたします。

行政側より、基本設計をもとに工事概要及び工事箇所、また1期・2期工事における事業予算と、 今後のスケジュールについて説明を受けた後、質疑に入っております。

委員より、指定管理者制度導入に向けての事前募集と、どのような協議と枠組みで協議段階に入り、決定していくのかはっきりしない。いま一度説明願いたいとの質疑に対して、実施計画ができ上がった段階で指定管理者の事前募集を行い、その意見を聞きながら、最終的に公募条件を庁内で整理していきたい。実施設計ができ上がるのが、ことし8月下旬を予定しており、工事完了は来年秋になる見込みである。それまでの間、協議を重ねながら28年度、29年度の決算状況を見て、募集要項を決定したいと考えているとの答弁であります。

また、収容人員はどのようになるのかとの質疑に対しては、今回の改修においては新館1階部分の客室等を取り壊し、レストランとして改修する予定である。別館の22室、新館の8室と合わせ計30室となり、収容人員は120名程度となる。また、温泉センターと権現荘との統合については、関係住民からの意見を聴取しながら進めており、対応できる意見については、対応したいと考えているとの答弁であります。

その他、数カ所の工事内容について、質疑、意見がありました。

次に、いじめへの対応について、及びいじめ基本方針の策定についてご報告いたします。

このいじめへの対応については、同僚議員の一般質問で重大な事案があると考え、急遽、追加日程として取り上げたものです。

初めに行政側より、市内小中学校におけるいじめの現状について、不登校の状況、また、現在の ところ重大な案件に関する2件について、その概要と、これまでの対応について経過報告がありま した。それを受け質疑に入っております。

委員より、現在のところ、いじめについては一定の解消と、継続的に取り組んでいるものを合わせれば10件であるが、これまでの対応と個々のデータを、時系列的にしっかり整理されているのかどうか伺う。また、もししていないのなら、いつ重大事態になるかわからないだけに、しっかりとしてほしいとの質疑、意見に対して、残念ながらそこまでの対応はしていない。今後については、

反省をするとともに、気になる事案については重大な事態になる前に対処できるよう、記録を取り ながら対応するとの答弁であります。

また、重大な事態になる前に、学校側から教育委員会のほうへ報告があったのかどうか。教育委員会や市長への報告を怠ったとあるが、昨年の10月から始まっていた事態が何で6月の報告になったのか、その経緯を伺うとの質疑に対しては、この報告があったのは学校からではなく、保護者からである。それも2月の半ば過ぎであり、精神性疾患という診断が出た後、教育委員会に相談に来た時点で確認できた。学校からの報告はなかった。報告がおくれた理由は、立ち直れるものと判断したことによる。その点は、心から反省をしているとの答弁であります。

また、小学校でのいじめから不登校になっているケースは、委員より、小学校から中学校に入学する時点で、どのような生徒であるのかという報告書があるはずである。それらについては承知していたと思うがどうかとの質疑に対して、学校側から現状が報告されている。したがって、スクールカウンセラー、巡回相談員と学校とで、復帰に向け対応してきたところであるとの答弁であります。

また、別の委員からは、いじめの実態を学校側から教育委員会に報告する義務があると思うが、なかった。教育委員会からは、その実態を市長や教育委員に本当に報告していたのかどうかも疑わざるを得ない。一般質問での答弁も疑義が残る点であるがどうかとの質疑に対して、教育長より、この事態を確認したのは3月20日であり、関係する児童は、ひすいルームに行っているだけに、しばらくの間、様子を見ることにした。また、教育委員会への報告は、その都度、報告をしてはいないが、公式の場ではなく、事前の段階で現状報告しているとの答弁であります。

また、今回のいじめに関する一般質問の中で、教育長は責任逃れで終始したと思う。この重大な 出来事について、教育委員長にも報告をしていないはずだ。言い逃れをしているだけに、このいじ め問題を解決できるとは思えないとの厳しい意見に対しては、教育委員と不登校など、いじめに関 する件数について話し合いをしたのは、2月の教育委員会には記録としてあるが、それ以降、協議 していないかもしれない。また、3月20日に確認できた事柄も、教育委員会に報告していなかっ たのだと思う。申しわけありませんでしたとの陳謝がありました。

また、別の委員からは、話題となっているのは中学校であるが、小学校でのいじめ問題、例えば 子供同士だけでなく、教員からの生徒へのいじめはないのか伺うとの質疑に対しては、教師の子供 に対する態度が非常に悪いというべきか、子供たちとの関係が、うまくいっていない教師がいると いうことも聞いており、校長をはじめ指導主事からも指導しているところであるとの答弁でありま す。

そのほかにも多くの質疑、意見が交わされておりますが、現在、いじめ防止のための基本方針を 策定しており、今回起こっている問題を反省材料として、実効性あるものにしていきたい。学校だ けではなく、行政は何をしなくてはならないか。また、家庭、地域における役割も含めながら、中 身を重視しながら基本方針を策定していく考えであるとの答弁であります。

次に、いじめ防止基本方針の策定についても説明を受け、質疑に入りましたが、時間の制約もあり、次回の所管事項調査において引き続き行うこととしました。

最後に、総務文教常任委員会として意見を申し上げますが、今回のいじめ問題における学校側の 対応と小中学校との連携問題、また、現状認識における対応の甘さとおくれ、さらにはそれらを統

括するはずの教育委員会が機能しなかったという点は、非常に大きな問題であります。

加えて、新たに発覚した中学校における給食費の不祥事など、昨年の委員会報告において、やまのい保育園に始まる建設関係の不手際などを考えれば、猛省を促したにもかかわらず、その反省が生かされていないことに、ただ愕然とするだけであります。教育委員会に対しては、今後の再興に向けて一層の奮起を強く要望するとともに、委員会としては、いじめ問題をはじめさまざまな課題に対し、厳しく対応してまいります。

次に市民会館のリニューアルについてご報告いたします。

初めに、工事現場を現地調査し、工事の進捗状況、及び施設整備における概要説明を受けた後、机上での調査を行っております。

進捗状況につきましては、特に問題もなく、予定どおり進んでいることを確認いたしました。 委員からの質疑については、特にご報告する事項はなく、所管事項調査を終了しております。 以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

保坂委員長。 [6番 保坂 悟君登壇]

○6番(保坂 悟君)

おはようございます。

建設産業常任委員会では会期中の6月19日に、ジオパーク戦略プロジェクトと観光入り込み客数について所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

まず、ジオパーク戦略プロジェクトについてであります。

担当課より、平成25年度の取り組みと、成果等の概要と、平成26年度の取り組みについて説明を受けて、質疑を行っております。その主な内容を報告いたします。

観光協会や商工会議所などと連携して取り組んだ内容を表にしてあるかとの質疑には、現時点では、まとめた資料はない。行政と観光協会、商工会議所、商工団体の役割分担と連携が重要になってくると思っているので、ことしから、その三者による連絡会議的なものを立ち上げている。

来月にはトップによる懇談会も計画し、それぞれの役割を明確にして連携を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、飯山市のような広域連携の観光局を、一、二年でつくれないものかとの質疑には、目標とすれば、観光のワンストップ窓口は観光協会が担う方向で考えている。もう2年ぐらいかけて人的な部分、旅行に関するノウハウ、組織的にも将来的には飯山市のように法人化して、旅行業の資格を持った観光協会になってほしいということで観光協会とも話をし、その方向で進めることにしているとの答弁でした

次に、外国語のガイド養成について、外国語ができるガイドは何人いるかとの質疑には、IISA (イーサ)、糸魚川市国際人材サポート協会の皆さんからやっていただくことが多いが、三、四人である。それだけでは足りないので、去年からイングリッシュ講座をIISAの協力をいただきながらやっており、充実させていきたいとのことでありました。

次に、糸魚川市インバウンド推進委員会もあるし、スイスのほうとかの交流もふくめてやっているが、それらの効果はどうかとの質問には、特に市内ではペンション・クルーさんが、スイスの観光協会と連携をしてやっているということで、去年の観光協会糸魚川支部の市内の特定の宿泊施設の数字を見ても、ほかはちょっと落ちているが、スイスだけは大きな伸びがある状況である。

今後については、インバウンド観光も重要な時期にきている。東京オリンピックをにらんで、これから力を入れていくところと思っているが、そういうノウハウがないというのと、宿泊業者にしても外国人の観光客を受け入れたときの課題もあるので、そういったものを含めて取り組みのほうは進めていきたいと思うと答弁がありました。

外国人の誘客について、市内の企業で海外と取引のあるところの実態を行政はどれぐらい把握していて、そういうところを窓口として誘客を図るという取り組みはどうか。世界に向けて取り組むのであれば、既に海外取引のある会社等をピックアップして丁寧に誘客に向けての案内や、取り組みを推進していただきたいが、その考えはどうかとの質疑には、交流観光課としては把握していないが、商工農林水産課のほうでは把握しているかもしれない。市内企業1社1社で話を聞くと、海外のどことやっているという話は聞くが、それを全体に市としてはまとめていないのが実態である。情報を共有するということも踏まえて、調査をさせてもらいたいとのことでありました。

飯山市等の広域観光の連携では、広域観光での観光案内所を新幹線駅の中に設ける動きがあった。 飯山なら3市3町3村が集まって実際の組織をつくり、従来のものを超えてやっていくという動き がある。

糸魚川では、北アルプス日本海広域観光連携会議の中で観光案内所をつくるとか、組織形態を変えてやっていく考えはないかとの質疑には、北アルプス日本海広域観光連携会議があったり、上越3市があったりと、糸魚川の駅をおりた方が新幹線駅1階の観光案内所に来たときに、そこで全体的な説明もできるようにならなければならないと思っている。細かなところになると無理な面もあると思うが、そういうところについて、どこに問い合わせをすればよいか、そういったものをシステム化する中で、広域的な観光にも対応できるような観光案内所にしていく必要があると思っていると答弁がありました。

次に、観光入り込み客数についてでありますが、担当課より資料に基づき説明を受けて、質疑を 行いました。

委員からは、具体的な質疑も若干あったところですが、入り込み客数だけでなく、経済にどういう動きがあったかを議会は注目しているし、関係者もそこをねらっている。この資料で、なぜこういう数字になったかという解説も含め、白書的なつくり方をしたほうがよいのではないか。説明がないと勝手に数字を捉えるし、下がった、上がったの原因もはっきりすることによって、見る人がわかりやすい。

ジオパークと観光、新幹線などボリュームのある観光になっているので、冊子化して観光関係の 白書的な冊子をつくって、関係者に配布する形がよいのではないかと要望があり、それに対しては、 分析してまとめるのはよいことだと思っている。ただ、細かい内容になると個々の状況までいき、 個人情報の部分も出てくるので細かい部分までは出せないが、来年度に向けて原因を文書的にまと めて、この資料につけるような形にはやりたいと答弁があったところです。

このほかにも意見、要望がありましたが、割愛をいたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

中村委員長。 〔10番 中村 実君登壇〕

○10番(中村 実君)

おはようございます。

市民厚生常任委員会では6月20日に、一般廃棄物最終処分場について所管事項調査を行っておりますので、ご報告をいたします。

調査については、前回、5月2日に一般廃棄物最終処分場の調査を実施し、その後の経過について行政より、大野区の一般廃棄物最終処分場総合整備検討委員会と行政で、最終処分場の適正化事業にかかわる協議が開催され、今後、大野区と行政で、ストーカ炉に灰溶融炉がついている施設の視察を行うという報告がなされました。

その後、委員より若干の質疑がありましたが、特段、報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4. 新幹線・交通網対策について

○議長(樋口英一君)

日程第4、新幹線・交通網対策についてを議題といたします。

新幹線・交通網対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の 申し出がありますので、これを許します。

古畑浩一新幹線 · 交通網対策特別委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

古畑委員長。 〔20番 古畑浩一君登壇〕

○20番(古畑浩一君)

おはようございます。

これより、新幹線・交通網対策特別委員会委員長報告を行います。

去る2月18日、4月16日及び6月5日に委員会を開催しておりますので、経過につきまして 報告いたします。

調査事項は、北陸新幹線駅周辺整備の推進と活用について、北陸新幹線開業に伴う並行在来線と 大糸線の活性化対策について、姫川港の整備促進について、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路市 内区間の整備区間への昇格について。

北陸新幹線駅周辺整備の推進と活用についてでは、カウントダウンイベントは、おみちようプロジェクトとして年間を通じて行うとのことであるが、いま一つ盛り上がりに欠ける。多くの市民や団体、北アルプス日本海広域観光連携会議との連携を強化し、交流人口の増加、観光振興など、他の自治体に負けないプランニングやメニューづくり、環境整備への取り組みが必要である。

今後、計画されているイベント等についても演出や構成、PRに趣向を凝らし、話題性アップや 市民参加を広く促すよう要望しております。

また、北アルプス日本海広域観光連携会議の推進について、ポスター、ロゴ、共同企画、キャンペーンなどのメニューづくりを強化し、参加各自治体においても観光誘客のゲートウェイとして、十分な利益享受のあるものとし、ウインウインの関係構築も必要であるなど、さらなる連携推進を要望しております。

次に、新幹線駅 1 階部分の利用計画についてでは、鉄道ジオラマの製作案が提示されております。市の計画では、Nゲージスケールが 6 メートル× 7 メートルの 4 2 平米で、製作費 2,500万円から 2,600万円、HOゲージスケールが 10メートル× 2.5 メートルの 25 平方メートルで製作費約 1,700万円、合計約 4,400万円で、1分の1スケール実車のキハ52とあわせ、鉄道マニアのみならず多くの市民に楽しんでいただけるものにしたいとの説明に、製作費の相場がわらない。妥当なのか、いわば玩具のようなものに貴重な税金を使うことになる。製作費を明確にする必要がある。

製作案では架空の都市が配置されている一方で、糸魚川の地理的要素が省かれている。ジオパークや代表的な構造物、祭りなど、市民文化も取り入れることができないか等の要望、意見が出され、制作費については、制作を依頼したDDF社製のジオラマ模型と比較し、平米当たりだと50万円ぐらいになると想定しているとのことであります。

ジオラマの製作案については、当初は変更できない旨の答弁がなされておりましたが、市外調査におけるDDF社長との直接の話し合いでは、十分に変更は可能であるとの答えをいただき、その後の委員会で、改善提案を再度、行政側にお伝えしております。

本日の本会議終了後に開催される本特別委員会において、委員会の要望、提案を受けた最終案の 提示を受け、委員会協議会の中でDDF社より説明を受けることとなっております。

新幹線建設による騒音やテレビ電波障害、住宅、農地等への日照等の環境問題については、テレビ電波障害に関しては市の難視聴対策で整備した光ケーブルを利用し、宅内配線については鉄道・運輸機構が実施主体となって行い、経費を負担する。市の難視聴対策事業で行うための使用料、月額500円が発生するが、20年間に相当する額を機構が負担する。対象は、沿線約400戸で、現在居住しているものに限り、新たに転入、新築したものは対象外となる。

騒音問題については、新幹線の新型車両W7系を使って実測の騒音等の検査が8月以降に行われ、 測定結果により今後検討される。

日照不足などその他の環境については、工事終了後、経過を見ながら補償の対象となるとのこと であります。

また、駅周辺整備の一環として、糸魚川小学校グラウンド横の蒸気機関車C12の老朽化が著しく、一部倒壊のおそれなどがあることから修繕を行う予定で、専門業者のジェイアール西日本テクノスと、今後、契約を進める準備をしている。現地での修繕作業となることから、車両修繕工事の主体の部分を夏休みにできるように準備している。あわせて、周辺の公園的な整備も予定しており、その部分に関しては、車両修繕の後に整備する計画であるとのことであります。

次に、北陸新幹線開業に伴う並行在来線と大糸線の活性化対策についてでは、開業時に導入する ものと思われていたリゾート列車が開業1年後となった経緯や、デザイン案、活用方法、大糸線で の運行などについて。また、駅のトイレの廃止や新駅建設について、列車ダイヤの編成と利便性の 確保などについて意見が交わされておりますが、行政側からは、リゾート列車が開業1年後になる

ことなども事前の協議はなく驚いている。これは運転手の養成などに時間を要することなどが理由でありますが、えちごトキめき鉄道の方針によるものであり、行政側としてもリゾート列車の活用方法やトイレ、駐車場などの資産などについても、今後、えちごトキめき鉄道と詰めていきたいとの答弁がなされております。

委員会としましては具体的な案件について、糸魚川市からも多大な経費と役員を出しており、責任をもって協議に挑むべきであるとの意見が出されております。

そのほか新幹線停車本数確保、糸魚川駅発新潟行の優等列車の存続、大糸線の保守管理等につきましては、依然、具体的な回答を得ることができず、市長をはじめ行政、議会、商工団体及び関係団体とともに、国、県、JR東西に対して要望活動を継続しております。

次に、姫川港の整備促進についてでは、貨物取扱量は対前年比8%の伸び率で、これはセメントの取扱量が順調に伸びたためである。

改修事業費については、おおむね前年度並みとのことで、順調に予算がついている。

24時間操業については、緩衝緑地帯工事は完了したものの、まだまとまっていない。調査がまとまり次第、具体的な対応を行う。

釣り人等に対する対応として、平成24年の転落事故を受けてゲートを設置し、基本的には立入禁止となった。立入禁止のアナウンスを30分ごとに放送しているため、現在では釣りをする人はほとんどいないなどの説明に対し、姫川港の多目的利用や交流人口の拡大などの観点から、一方的に釣り客を締め出すのではなく、うまく共存できるようにすべきではないのかとの意見に、釣り客への対応としては、船を曳航するタグボート用小型船の船だまり整備を、新潟県に対して要望している。

県としては整備計画の委託が完成し、港湾計画の一部変更が必要となることから、26年度中に計画変更の許可を得たいとしている。その中で、小型船だまりの部分については、一般の出入りや釣り客の利用等について、協議の余地があると考えるとの港湾課長の話をいただいている。新潟港の西埠頭では、試験的に釣り人の開放もしている事例もあることから、東側の小型船だまり等で親しめるような施設や、安全上のルールづくりを、今後、県と協議したいとの答弁がなされておりま

また、姫川港の津波等災害対策については、どう対応するかとの質問に、特に港湾管理者である 県からは、具体的な話は聞いていないとの答弁がなされ、防災、災害対策本部ともしっかり連絡を して、ハザードマップ、緊急避難等について、つけ加えるように委員会として要望をしております。 次に、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、市内区間の整備区間への昇格についてでは、県にお いても具体的な整備スケジュール、ルート案も依然として決定してこないという状況が続いている が、この状況の打破を図ることができるものなのかとの質問に、調査区間の先の事業にかかわると ころについては、新潟・長野両県の事情があり、整備区間への昇格が進まない状況である。長野県 側では小谷村地域で、高規格道路に準拠したバイパス工事、糸魚川では西中バイパスの工事などが 進められている状況である。

昨年度開催された姫川流域行政経済会議の中で、長野県知事から力強い応援の言葉もいただいているが、今後は新潟県側のほうで次のステップに二の足を踏んでいる状況が見受けられる。

今後、どういうふうに切り口を変えた展開ができるかは詰めたいと思っているとの答弁に、議会

+

す。

としても要望活動を積極的に推進すべきとし、樋口議長より、この問題については3市の議長会で課題として上げ、今後、北信越の議長会の議題として上げることを認めていただいた。さらに上越3市議長会で県に要望活動を行うべく協議をし、できれば7月ごろまでに県に対して要望活動を行いたいとのことであり、委員会としても今後とも沿線各自治体、議会とも連携し、積極的に要望活動を行うこととしております。

次に、5月8日、9日、鉄道ジオラマ模型と北陸新幹線開業に向けた取り組みについて市外調査を行い、その際に移動手段として、並行在来線となる北陸本線、信越本線も利用し、あわせて集約しておりますので報告をいたします。

まず、並行在来線について、通勤通学時の列車を実際に乗車した委員からは、えちごトキめき鉄道が示している2両編成の運行計画では、朝夕のラッシュ時は厳しい。特に、学生にとって通学時は貴重な学習時間でもあり、暫定的にでも3両は必要でないか。また、この時間帯の増便、他社線含めてダイヤ編成における接続の利便性、座席の配置など1人でも多く座れるシートの工夫、長大トンネルもあり、安全性の確保を望む意見、要望などが出されております。あわせて各施設の現状から、移行後の大糸線も含めての基礎的データを確認する必要性についての意見も出されております。また、特急北越の糸魚川始発での存続要望も改めて確認しております。

鉄道ジオラマ模型では、ホテルメトロポリタン丸の内、並びに原鉄道模型博物館、ホテルメトロポリタン長野を視察しております。ホテルメトロポリタン丸の内と長野は、ともにJR東日本の系列で、ロビーには当市のジオラマを手がけるDDF社製のジオラマが置かれており、丸の内のほうでは、DDF社の三宅社長から説明をお聞きすることができました。

ホテルメトロポリタン丸の内のNゲージジオラマは、横4.4メートル、縦1.9メートル、総延 長約50メートルで、東京駅、東京タワー、スカイツリーなど都内の名所を配置、総製作費は約400から500万円。最も費用がかかっているのは東京駅で、約100万円とのことでありました。

横浜の原鉄道模型博物館では、原氏所有の世界の鉄道車両の模型や歴史の展示と、世界最大の 1番ゲージ、横浜の今と昔を再現したHOゲージを視察いたしました。HOゲージの中には、中華 街や、みなとみらいなどの街並みに、光と照明による時の流れなどの情景を演出がされておりました。

ホテルメトロポリタン長野のNゲージジオラマは、横6メートル、縦1.8メートル、「パノラマThe信州」と題して、善光寺、松本城、紅葉の浅間山、軽井沢など、信州の名所旧跡の四季を通じた見どころを配置し、製作費は500から600万円であります。

いずれの説明でも、鉄道ジオラマ模型の維持管理で重要なのは、専門家による定期的な検査と日常の手入れで、車両の消耗、車両、レールにつくほこりの清掃といったメンテナンスが重要であることがわかりました。

また、DDF社の三宅社長では、市に示した図面はたたき台であり、6月をめどに要望を出していただければ可能な範囲で盛り込むとのことでありました。

委員からは、糸魚川のジオラマ製作費の内容説明を求めるとともに、懸念材料として、今後の維持管理の方法と費用、展示期間、来場者を含めた駐車場確保策はどうかといった意見が出されております。

また、視察いたしました各ジオラマはテーマを持ち、レイアウトと地元の文化等の表現、壁を利用しての光、照明による情景の演出も効果があり、参考にすべきであるとの意見も出されております。

視察行程中には、東京糸魚川会の方との懇談の機会もあり、来年3月7日に開催される北陸新幹線糸魚川駅開業を祝う集いについて説明を受け、糸魚川市としても後押しすべきであるとの集約をしております。

次に、飯山市では、北陸新幹線開業に向けた取り組みを視察し、約100億円の予算をかけ飯山駅及び周辺を整備されておりました。

在来線の飯山駅は、引き続きJRの経営でありますが、現飯山駅は市の負担で新幹線駅に移設され、利便性の向上に努めます。新幹線駅は木材とガラスがふんだんに使われ、明るい雰囲気を醸し出していて開放的でありました。

1階の観光案内所は、約7億円の費用をかけ広いスペースが設けられ、広域観光案内所が運営します。

観光誘客の取り組みでは、市観光協会を法人化し、一般社団法人信州いいやま観光局を設立。旅行業を登録し、公共施設の指定管理も受けております。回遊性のあるまちづくりを進め、高橋まゆみ人形館の誘致は、大きな集客効果の役割を果たしています。

委員からは、信州いいやま観光局の観光協会の法人化、旅行業登録、指定管理といった組織形態や運営方法は当市でも参考になり、見習う点が多いとの意見が出され、委員会といたしましても集約をしております。

以上で、新幹線・交通網対策特別委員会の報告を終わります。

○議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5. 議案第75号、同第76号、同第85号、請願第2号、同第3号及び発議第4号

#### ○議長(樋口英一君)

日程第5、議案第75号、同第76号、同第85号、請願第2号、同第3号及び発議第4号を一 括議題といたします。

- 328 -

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連し、発議第4号の説明を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

松尾委員長。 [18番 松尾徹郎君登壇]

○18番(松尾徹郎君)

当委員会に付託となりました本案について、去る6月23日に審査を終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決、請願 第2号については不採択、同第3号については採択であります。

審査における主な事項について、ご報告いたします。

議案第75号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、平成25年8月15日に京都府福知山市で発生した花火大会での火災事故を受け、総務省消防庁において消防法施行令の一部が改正されたことに伴い、糸魚川市火災予防条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、花火大会など祭礼、縁日など人が多く集まるところでの火気用具を使用する際、消火器の準備を義務づける点、また、大規模な屋外催事における防火管理体制を構築するためのものであります。

次に、議案第76号、財産の取得についてでは、消防車両の老朽化が進み消防活動に支障を来す おそれがあるため、車両を更新するためのものであります。

委員より、15年が経過したということだが、現在まで使用されている車両は、今後、どのように処理されるのか。また、今回、購入予定の車両については、現在の車両と比較した場合、どのような新型車両になっているのか、特徴について伺うとの質疑に対して、現在の車両については下取り価格を見積もりし、最低価格を設定した上で、原則公売にかけることになる。また、新型車両の特徴としては、車内が広くなり、車内で呼吸器が簡単に装着できる点。また、クレーン、ウインチ、照明の3つの装備について同時操作が可能となる点。さらにはLEDの照明器具を使用し、装備品についても軽量化され、活動しやすいものになっている点であるとの答弁であります。

次に、議案第85号、契約の締結は、フォッサマグナミュージアムリニューアル(展示)業務についてであります。

委員より、入札参加状況についてはどうであったのかとの質疑に対して、今回の工事概要は、展示業務に関するものであり、特殊業務である。地元企業からも参加していただくべく共同企業体での参加を条件としたが、応札はなかった。2回目も地元企業から参加をいただきたく公告したが、入札参加の申し込みがなかったということであるとの答弁であります。

それに対し委員より、何らかの形で地元業者を活用してほしいと思うが、できないのかとの質疑に対しては、請け負う株式会社日展に対しては、下請契約に関する特記仕様書の中で、資材も含め優先的に地元調達をやっていただくよう明記しており、さらに話をしていきたいとの答弁でありま

す。

その他、若干の質疑がありましたが報告する事項はありません。

以上で、議案審査報告を終わります。

続きまして、請願についてご報告いたします。

請願第2号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願については、起立採決の結果、不 採択。また、請願第3号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願 につきましては、願意妥当と認め採択すべきものと決しました。

これより、発議第4号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書提出について提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のように、義務教育費国庫負担制度は、全国的に見て教育水準の向上、及び、教育の機会 均等の確保、学力格差の縮小など地方における独自教育の下支えなどの観点からも、大変意義のあ る制度であると考えます。しかしながら、国の財政状況等により、2006年度から国庫負担率が 3分の1に引き下げられ現在に至っております。このことは自治体財政を圧迫するだけでなく、自 治体間の教育条件格差も生じることになり、全国的な教育水準の確保、教育の機会均等を図ること が困難になってきております。

将来を担い、未来への先行投資として、また、日本が国際社会の中で今後とも維持発展していく ためにも、教育は極めて重要であると考えます。

したがいまして、このような観点から政府の予算編成においては、義務教育国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

笠原幸江議員。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

笠原議員。 [1番 笠原幸江君登壇]

○1番(笠原幸江君)

清生クラブの笠原幸江です。

請願第2号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願についての反対討論をさせていた だきます。

- 330 -

請願内容に、いじめ、不登校、学力向上など生徒指導をきめ細やかな対応が必要とあり、そのための少人数学級を望んでいますが、未来への先行投資として子供、若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、人材創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があるとうたわれております。明らかに教職員の定数増員を求める内容となっております。

また、県内はじめ全国での35人以下学級によるいじめ、不登校、学力向上など、どのように検証し、改善され、成果を上げたか。また、26人から30人学級規模にした場合のデータも提示されないままでの内容であります。

しかしながら、国では義務教育費国庫負担法第2条の中に、国はその実支出額の3分の1を負担することになっています。また、3分の2の経費については、都道府県が自己財源からこれを負担することにもなっています。当該経費は、地方交付税によって財源保障がされていますが、国の財源も大変厳しい状況の中で、財源そのものを各自治体に移管する議論も高まってきています。

その状況の中、一方、当市では、小中学校において、平成26年度の児童数で小学校では39人が1クラス、中学校では39人が6クラス、37人が2クラス、36人が4クラスとなっていることから、39人のクラスには複数の担任制が導入され、きめ細やかな対応をしています。既に少人数学級がほとんどで、少子化に伴う児童減少によって、数値から見ても数年で少人数学級になることを考えれば、当市ばかりでなく、県内や全国的にも見ても少子化が進んでいることが見てとれます。

- 1、教職員の給与が、数年で各自治体が負担するときの財政上の試算がなされていないこと。
- 2、少人数学級になったからといって、いじめ、不登校、学力向上の解決につながらないこと。
- 3、教職員の定数増員になれば、現場の教職員の仕事がふえるシステムになっていること。
- 4、県内や全国のデータが分析されていないこと。
- 5、当市では少人数学級になっていること。

よって、請願第2号について反対いたします。議員各位のご理解を賜りまして、賛同をよろしく お願いいたします。

これで私の反対討論を終わります。

○議長(樋口英一君)

次に、古川 昇議員。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

古川議員。 [8番 古川 昇君登壇]

○8番(古川 昇君)

市民ネット21、古川であります。

請願第2号に対して、賛成の立場で申し上げたいと思います。

社会状況などが大きく変化をしてきた中で、子供たちの周りの環境も大きく変わってきております。特に、IT機器が生活の隅々まで影響を与える社会状況にあっては、便利さの反面、人間性、感情の希薄さや、人としての生き方さえも危うさが指摘される状況となってきております。

そういった状況の中で、今、学校現場では一人一人の子供たちに寄り添い、より一層のきめ細かな対応が不可欠であると、保護者をはじめ地域社会から求める声が大きくなってきております。

学校では、児童生徒の学力向上に力を注ぐことはもちろんであります。教育理念を踏まえて、生きる力を育て、道徳や体育の充実で豊かな心、健やかな体の育成を推進をしております。

しかし、近年、学校において、いじめ、不登校の問題が大きくなってきております。中1ギャップ問題や不登校の生徒の悩み、抱える問題など、子供たちの置かれている状況は厳しさが増しております。日ごろから児童生徒ときめ細かく接する中で、未然防止、早期発見・早期対応に努めることが重要であります。また、いじめ、暴力を受けた生徒のケア、行為を行った生徒の対応をしっかり進めることが求められております。

最近ではインターネット、携帯電話、スマートフォンを介したいじめも増加をして、一層、発見 しにくくなっております。また、発達障害も認知されるようになってまいりました。課題対応は、 ますますふえているのが実態であります。学校、教職員の皆さんも精いっぱいの対応をしておられ ますが、十分に支援体制が整っているとは言えない状況であります。

このような状況の中で、新潟県では2001年から、早くから小学校1、2年生に32人以下学級を実施をしております。2013年には3年生までに拡大、2014年、ことしでありますが、小学校4年、5年、中学校1年まで35人以下学級を実現をいたしました。しかし、国は教職員定数改善計画で、2011年に小学校1年生だけ35人学級を法の改正をして実施をしました。小学校2年生は翌年、2012年に加配定数の上乗せで実施をしてるところであります。2013年、2014年と、文部科学省が中学3年生まで35人以下学級数の改定を求めた概算要求には応えてはおりません。したがいまして、何といたしましても政府・国において、文部科学省方針の35人以下学級の予算編成実現と、学級数定員の改定を実現していただきたく強くお願いをするものであります。

議員各位のご賛同をいただきますように切にお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

#### ○議長(樋口英一君)

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

〈午前11時08分 休憩〉

〈午前11時20分 開議〉

- 332 -

#### ○議長(樋口英一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

これより議案第75号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号、財産の取得について(救助工作車)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号、契約の締結について(フォッサマグナミュージアムリニューアル(展示) 業務)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第2号、少人数学級実現に係る意見書の採択を求める請願を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起 立〕

#### ○議長(樋口英一君)

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

この際、議事の都合により、発議第4号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第4号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第3号、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を 求める意見書については、採択すべきものとみなします。

日程第6. 議案第77号から同第79号まで

#### ○議長(樋口英一君)

日程第6、議案第77号から同第79号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

保坂委員長。 〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番(保坂 悟君)

建設産業常任委員会に付託されました本案について、去る6月19日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告のとおり、議案については原案可決であります。

議案審査の過程においては若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号、糸魚川市駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

- 334 -

+

ı

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第80号、同第81号、同第83号、同第84号、請願第4号及び発議第3号

#### ○議長(樋口英一君)

日程第7、議案第80号、同第81号、同第83号、同第84号、請願第4号及び発議第3号を 議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお関連し、発議第3号の説明を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

中村委員長。 〔10番 中村 実君登壇〕

○10番(中村 実君)

本定例会初日に市民厚生常任委員会に付託されました議案は、6月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

まず、議案第80号、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでは、委員からは、市内の金融機関の教育ローンを参考にということだが、5%を2.3%ではなく、医療技術者や医師を確保しようという趣旨からすれば、民間の利率よりももっと低く設定するということは検討しなかったのか。目的は、糸魚川市に看護師や医療技術者に来ていただくことではないのかとの質問に対し、利率については、合併当初の制度は、特段、返還義務の利率設定はなかったが、糸魚川市に戻ってくるという確約のない中で借りる方もおられる関係から、途中から利率を5%ということで設定をさせていただいた。今回の2.3%については、市内金融機関のそれぞれの教育ローンの営業行為もあるので、著しくそれを阻害するというような判断もあったことから、設定させていただいたとの答弁がなされました。

次に、議案第84号、平成26年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)では、老

人クラブの体験ツアーの内容と状況はどうかとの質問に対し、今年度は施設側の受け入れ体制の状況から10団体の老人クラブを予定しており、バスは10回ほど予定している。はぴねすの受け入れについては、1日約30名の受け入れが可能ということで30名前後の予定であり、今年度の実施状況と参加者に対してはアンケート調査を行い、希望がなかった老人クラブに対しても、その理由について把握し、来年度以降の事業に活用していきたい。

また今回、初めてツアーを行ったのは、まず、はぴねすという施設を知っていただき、高齢者の方でも気楽に運動ができるということをPRしたいということが、まず第一の目的であり、その後は仲間や老人クラブを通じて、はぴねすの利用促進につなげたいということも1つの目的である。

また、高齢者の方が家から出ることで生きがいにもなり、運動の継続にもつながることも大きな目的であるとの答弁がなされました。

次に、請願第4号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願についてでは、異議なく採択とすることに決しました。

本請願は意見書の提出を願意としていることから、発議第3号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

手話とは、日本語とは別に音声ではなく手や指、体などの動きや表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。「音声が聞こえない」「音声で話すことができない」等、手話を使う聴覚障害者(ろう者)にとって、聞こえる人たちの音声言語と同時に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴 史があった。昨年4月より障害者総合支援法が施行されたものの、障害者を取り巻く環境は依然と して非常に厳しい状況にある。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。また、政府は2009年に内閣府に障害者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の推進に向けて国内法の整備を進めているところであり、2011年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。さらに、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が日本語と対等な言葉であることを広く国民に知らせていくことや、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を実現することが必要であると考える。

よって国におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に意見書を提出します。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

- 336 -

+

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号、変更契約の締結について(能生国民健康保険診療所建築工事)を採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号、平成26年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第84号、平成26年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第3号を先議いたします。

お諮りいたします。

発議第3号、手話言語法制定を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第4号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願については、採択すべきものとみなします。

日程第8. 議案第82号

#### ○議長(樋口英一君)

日程第8、議案第82号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

松尾委員長。 [18番 松尾徹郎君登壇]

○18番(松尾徹郎君)

去る6月9日、本会議初日において総務文教常任委員会に分割付託となりました、議案第82号、 平成26年度一般会計補正予算(第2号)について、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の補正予算については、大規模工事にかかるインフレスライドによる工事金額の増額が主な ものであります。すなわち、労務単価及び資機材の高騰等によるものであり、現在、契約済みで工 事中の物件に対し、平成26年2月までさかのぼって適用するものであります。

このインフレスライド分について、委員より、生涯学習課における糸魚川地区公民館についての約660万円、また、文化振興課における市民会館リニューアル工事の増額分5,570万円について詳細にわたり質疑がありましたが、答弁においては共通しておりますので、一括してご報告いたします。

今回の補正で、インフレスライド及び労務単価の特例措置に関係する事業については、大きいものとして、市民会館、糸魚川地区公民館、能生国保診療所の改修、改築工事がこれに当たる。当初の設計時点に対して人件費の上昇、資機材費などの著しい高騰があり、それにより全国的に見て入札が不調となるケースが多くなっており、当市においても不調となる事例が発生している。

これらの要因により、国から年度途中ではあるが、インフレスライド制度等の適用要請があり、 県並びに各市町村においてもそれらを適用したことから、当市においても現在工事中の案件に対し、 平成26年2月までさかのぼり適用するものとし、当初の設計額に対してインフレスライド制度等 により、請負額に変更が生じたものに対応したものである。

したがって、当初の予算額の範囲内において対応できるものについては、補正予算の対象とはしないとの答弁であります。

- 338 -

その他、詳細にわたり質疑がありましたが、割愛いたします。

以上で、総務文教委員会付託部分についての報告を終わります。

大変失礼いたしました。

審査の結果、原案可決であります。改めて追加させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長(樋口英一君)

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

保坂委員長。 〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番(保坂 悟君)

建設産業常任委員会に付託されました本案について、去る6月19日に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程において主な質疑についてご報告します。

交流観光課関係では、観光誘客モデル事業で負担金が増額されているが、補助金なしで谷村美術館等が運営できる目標数はどのように設定しているのかとの質疑には、通常の維持管理を賄えるまでとすると、4万人以上の利用者が必要だと思っている。ことしの目標人数は2万人と設定しているが、過去の入り込みを見ると5万人ぐらいというのもあり、徐々にふやす方向にもっていきたいと思っているとの答弁がありました。

また、体験教育旅行誘致促進事業の増額補正について、予想よりも伸びているのは、何か有効な呼びかけ等があったのかとの質疑には、たまたまというのが正しく、焼山温泉での立教大学やホワイトクリフでの玉川大学の合宿等が重なったものである。逆に、今回制度が周知されるので、次年度以降に、また来てもらえる形に結びついていくのでないかと思っているとの答弁でありました。

その他、観光誘客支援事業の宿泊施設誘客環境整備リフォーム事業補助金は、新幹線開業に向けての取り組みとしてよい企画だと思うが、飲食店関係へのこうしたリフォーム補助金等は考えているかとの質疑には、事業の検討の中ではあったが、一般の商店と飲食店の区分けが難しく、飲食店をやると、品物を売っている商店はどうかとか、いろんなことが想定されて難しかったということで、今回は宿泊施設に限定したということで、ご理解いただきたいとのことでありました。

次に、農業委員会、商工農林水産課関係では、6次産業化支援事業の加工・直売促進事業補助金の詳細について、上南地区で手焼き煎餅の加工施設をしたいということでありましたが、その内容については、新潟市西区の炭手焼本舗というところから技術移転し、あぐ里能生で手焼き煎餅を提供するもので、オープンについては、昨年開業したキッチン「ひだまり」の1周年にあたる11月に向けて準備を進めており、建物は県の補助金が10分の5、市のほうでは10%のつけ足し、施設、機械に関しては県の補助金が3分の1で、市のほうでは10%のつけ足しをするとのことでありました。

今後、こうした加工・直売の事業を起こしたいという方にも、希望があれば補助金の対応は可能 かどうかとの質疑には、現在、国のほうでも6次化を推進しているし、SKフロンティアのわさび については、国の6次化の助成を受けてやっている。県の助成についても同様に、あぐ里能生さん

の煎餅屋のようなものについても、今後も該当になると考えている。事業の内容によって、国の助 成がいいのか、県の助成がいいのか、地域振興局と一緒になって考えていきたいと考えている。

また、6次化に対するソフトの支援では、県のほうで6次化プランナーを派遣する制度があるので、あわせて活用しながら推進していきたいと考えていると答弁がありました。

これらに関しては、ほかにも米の農家で6次化をやりたいという話も聞いているし、自分のところで生産する材料を使って農家レストランをやりたいということでの相談が、地域振興局にあったということも聞いているとの話もありました。

農地集積・集約化対策事業で、中間管理機構の担い手の受付状況と各地で開催されている懇談会の状況を聞きたいとの質疑には、中間管理機構の受け手については現在公募されており、市のほうには、まだ具体的には出てきていない。6月15日に県、公社から来てもらい、丁寧な説明をした。地域懇談会でも、それぞれの地域で説明している。機構集積協力金の利用はもちろんだが、中山間地域を中心に農地の耕作放棄が目立ってきており、担い手がいないというのが、それぞれの地域での共通課題と考えている。この機構集積でのメリット措置を使いながら、集積するのは集積していきたいと思うし、集積したくても担い手がなければ集積できないので、あわせて担い手の確保、育成が緊急の課題だと認識している。

市としては、若い人から担い手になってほしい。そして生産法人、農業法人の方については、若 い担い手を受け入れて今から技術なりを育成していく。そういう地道な取り組みしか今はできない んだろうと考えているが、これからも担い手対策を中心に、農業支援については考えていきたいと 考えているとの答弁がありました。

多面的機能支払事業では事務処理が大変で、今回は市内全域を一元化で事務処理できるのはよいことだと思うが、中にはこれにかかわる経費について、支払われている中から出されることに対しての抵抗が生じているのでないかということも聞かれ、その辺の説明はどのようにされているかとの質疑には、事務の広域化に向け24回、約1,000名の農家の皆さんに参加いただき説明を続けてきた。日本型直払いで制度が変わり、地区に交付される金額も変わる。このチャンスを使って各地区から事務費の多少の部分を捻出してもらい、事務の広域化を図るべきということで説明し続け、理解してもらってきた。

事務処理の運営委員会もできて2回運営委員会をし、一本化して進めていこうと合意をいただいたところで、引き続き中山間地域の直払いが、今後、第4ステージに向かうが、それについても事務の広域化で対応していきたいと考えているとの答弁でありました。

そのほかにも質疑、意見等がたくさんありましたが、割愛をいたします。

以上で、建設産業常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長(樋口英一君)

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

中村委員長。 〔10番 中村 実君登壇〕

○10番(中村 実君)

- 340 -

+

補正予算に入らせていただきます。

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきまして、6月20日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

まず、議案第82号、健康増進課関係では、委員より、糸魚川保健センター改修工事は、実施設計が終わっての変更であり、耐震補強のブレースが出たとか壊すところが多くなった。また、補強が必要だったなど、いろいろなものを積み上げての200万円だと思うが、それにしても額が大きいのではないかとの質問に対し、1階玄関脇のフロア及び2階の床材の変更部分が多くなったこと。またエレベーターの追加工事の200万円は、建築担当の技師等との相談をする中で妥当と判断し、予算要求させていただいたとの答弁に対し、構造計算の変更だけで200万円というのは逆に疑問である。今後、詳細をチェックしたほうがよいのではないか。全てを任せ、金額は言われっぱなしでは非常に問題がある。

また、変更で350万円も増額になれば、簡単な仕様書を出し説明をしてもらいたい。平面図や 立面図だけでは素人には理解できない。今後は資料として用意いただきたいとの要望がなされまし た。

委員会では、今回の保健センターの改修について、改修の変更部分の精査をしっかりと行うとと もに、今後のためにも仕様書等を示して、委員会でわかりやすく説明をいただきたいとの集約がな されました。

そのほか福祉事務所、環境生活課では、特段の質疑はなく終了しております。

以上で、市民厚生常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

#### ○議長(樋口英一君)

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9. 発議第2号

○議長(樋口英一君)

日程第9、発議第2号、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

新保峰孝議員。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

新保議員。 [16番 新保峰孝君登壇]

○16番(新保峰孝君)

発議第2号、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書について、提案理由の説明を行います。文案を読み上げて説明とさせていただきます。

これまで歴代の政府は、従来からの集団的自衛権の行使を認めないという憲法解釈に立って、体系的な法理を維持してきました。今、安倍首相は、与党内の調整を経た後、内閣による憲法解釈の変更を行おうとしております。仮に従来の政府の立場を変えたいとするのであれば、なぜ変えることが必要なのか、どのように変えるのか、変えた結果が国民や同盟国、近隣諸国、国際社会にどのような影響を及ぼしていくのかなどについて、深く、慎重に検討していく必要があります。あわせて国民の理解を得る必要、国際社会に理解を促す努力が求められることは言うまでもありません。

時の政権によって憲法解釈の変更が安易になされてよいとするのであれば、憲法が国家権力を規 制するという最高規範としての存在意義すら危ういものとなると考えます。

よって、政府においては、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関しては、国民的議論なしに政府に よる憲法解釈の変更がなされることがないよう強く要望します。

以上でありますが、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(樋口英一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

○議長 (樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

倉又 稔議員。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

倉又議員。 [17番 倉又 稔君登壇]

○17番(倉又 稔君)

清生クラブの倉又です。

発議第2号に対する反対討論を行います。

- 342 -

丄

ı

私は発議第2号、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書について反対をいたします。

集団的自衛権について憲法解釈の変更と言っていますが、私に言わせれば憲法解釈の変更ではなく、自衛権そのものを原点に返って解釈を行おうというものです。従来の政府解釈は、我が国は主権国家として集団的自衛権を有しているが、憲法第9条は、その行使を認めていないということでありました。駒澤大学の西 修先生は、主権国家として当然の権利を行使できないこと自体、我が国が主権国家でないことを表明していると言っています。

また、憲法第9条第1項では、武力による威嚇、または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄するとあり、ここで放棄された戦争は侵略戦争を指しています。同条第2項では、侵略戦争という目的達成するための陸海空軍、その他の戦力は持たないとあります。この反対解釈として、自衛のための軍隊は持てるということになります。

さらに憲法第66条第2項では、内閣総理大臣、その他の国務大臣は、文民でなければならないとあります。この意味は、自衛のための軍隊を持てるということで、軍人が国をコントロールすることを阻止するためであると言っております。憲法第9条は自衛のためであれば、陸海空、その他の戦力を持ち得るという解釈をしなければ、憲法第66条第2項は、意味のない条項となります。 集団的自衛権をわかりやすく説明いたします。

私が友人と旅行に行ったとします。その旅先で私が暴漢に襲われたとき、友人は日米安全保障条約があるから私を守ってくれます。一方、友人が襲われた場合に、友人からおまえも加勢してくれよと言われたとき、私には集団的自衛権が認められていないから加勢はできないと言って断った結果、友人が重傷を負ったとしたら、友情という信頼関係を失い、私自身、誰からも相手にされず、孤立することになります。現在の日本の立場は、これと同じ立場にあります。

したがって、発議第2号、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書について、反対をいた します。議員各位の賛同をお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長(樋口英一君)

次に、吉岡静夫議員。

[「議長」と呼ぶものあり]

○議長(樋口英一君)

吉岡議員。 [15番 吉岡静夫君登壇]

○15番(吉岡静夫君)

発議第2号、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書に対する賛成討論を行わせていただきます。

憲法改正の手続を定めた改正国民投票法が成立するに当たり、参院憲法審査会が附帯決議をした。憲法解釈はどうあるべきか。解釈は政府が自由に変更できる性質のものではない。便宜的、意図的に変更すれば、憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない。これは政府が過去に繰り返してきた公式見解をそのまま引用した文言だ。決議は、それを十分に踏まえよと政府に求めている。審査会としての意思表明は重い。憲法解釈は、憲法によって権力を縛るという立憲主義の原理原則に基づくべしともうたっている。これは朝日新聞の「天声人語」で、このように取り上げたものであります。まさに、そのとおりと私は思います。

ただ、しかし残念ながら提出者の説明でも触れられておるように、今、流れはそうなっていませ

ん。ある首長さんも言っておられました。国に盾突くのには勇気が要ることはわかっています。それでも集団的自衛権の問題は、日本の将来にかかわる話、声を上げることは今を生きるものの責任だと思います。これも全くそのとおりであります。お上の意向、大きな流れに民が物を言う、たったそれだけのことでも大変なことです。でも、言わせていただきたい。

今回のお上、つまりこの場合は安倍内閣でありますが、お上の集団的自衛権をめぐる憲法解釈、 対応は、少なくとも拙速過ぎます。

以上の理由により、私は発議第2号、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書を可決すべきものと思います。議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上、発議第2号に対する賛成討論とさせていただきました。 以上です。

#### ○議長(樋口英一君)

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

# 一 ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議第2号、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起 立〕

#### ○議長(樋口英一君)

起立少数であります。

よって、本案は否決することに決しました。

日程第10. 糸魚川市農業委員会委員の推薦について

## ○議長(樋口英一君)

日程第10、糸魚川市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会が推薦する2名の委員については、 議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

- 344 -

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については議長において指名することに決しました。

指名いたします。

糸魚川市農業委員会委員に、糸魚川市大字東塚2603番地、比護フサ子さん、糸魚川市大字田 海5946番地2、上原スミ子さん。

以上、2名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました比護フサ子さん、上原スミ子さん。

以上、2名の方を推薦することに決しました。

日程第11. 閉会中の継続審査及び調査について

#### ○議長(樋口英一君)

日程第11、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議 規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申し出のとおり、閉会中の継続審査及び 調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]

#### ○議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。 以上で、本定例会の全日程が終わりました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。 米田市長。

[「議長」と呼ぶものあり]

### ○議長(樋口英一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

#### ○市長(米田 徹君)

平成26年第2回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。 去る6月9日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をい ただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に6点について、ご報告申し上げます。

1点目に、東京でのアンテナショップについて、ご報告申し上げます。

なりわいネットワークが行った東京の食談会が実り、7月の1カ月間、東京都千代田区平河町の 居酒屋「大甕屋十郎太」において、糸魚川の地酒と食材を提供いただけることなりました。

今後もこのようなアンテナショップをふやし、地場食材の販路拡大、地域ブランドの確立、そして北陸新幹線開業へ向けた交流人口の拡大に結びつけたいと考えております。

2点目に、日独スポーツ少年団同時交流事業について、ご報告申し上げます。

この事業は日本とドイツのスポーツ少年団の相互交流の一環として、新潟県では当市で実施されるものであります。

当市では8月2日から5日間、15歳から23歳の団員と指導者、通訳の13名が農家民宿等に滞在し、スポレックや弓道の体験のほか、おまんた祭りへの参加など市民との交流も図ってまいります。

3点目に、世界ジオパークネットワーク審査員選任について、ご報告申し上げます。

世界ジオパークネットワークの審査員に、当市から交流観光課ジオパーク推進室の鳥越寛子主事 が選任されました。

日本ジオパークネットワークからの審査員は初めてであり、7月2日からスペイン、バスクコーストジオパークの再認定の現地審査員として出向く予定であります。

4点目に、糸魚川駅前交番建てかえについて、ご報告申し上げます。

糸魚川駅前交番は建物の老朽化により、現在地で建てかえ工事を行うことといたしており、6月 11日から糸魚川商工会議所横に移転しております。

現在入札手続を進めており、年末までに工事完了予定とお聞きいたしております。

5点目に、株式会社東食品の事業停止について、ご報告申し上げます。

議会初日に行政報告した後、解雇された社員のうち、能生工場での28名につきましては、雇用保険の適用に向け、ハローワークにおいて手続が進められております。

今後も動向を注視し、関係機関と連携をして対応してまいりたいと考えております。

最後に、平成25年度の決算概況について、ご報告申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入で352億5,500万円、歳出で332億7,400万円となり、差引 196億8,100万円が26年度へ繰越金となりました。

繰越事業の財源を除く実質の繰越金は、15億4,200万円でありますが、既に、平成26年 度当初予算で6億円を計上いたしておりますことから、留保額は9億4,200万円となります。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

厳しい財政状況が続きますが、今後ともより健全な財政運営に努めてまいります。

以上、6点について、ご報告申し上げました。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。 終わりに、平成26年9月市議会定例会の招集日を、9月1日(月曜日)とさせていただきたい 予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

#### ○議長(樋口英一君)

これをもちまして、平成26年第2回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。 長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

〈午後0時09分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議員

議員